

いわき市環境アドバイザー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境の保全に関する活動を行う団体等が実施する環境の保全に関する講演会、講習会等（以下「講演会等」という。）に、いわき市環境アドバイザー（市長がこの要綱に基づき登録した者をいう。以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、市民による自主的な環境の保全に関する活動の推進に資することを目的とする。

(登録の要件)

第2条 アドバイザーとして登録する者は、次に掲げる事項について専門的な知識を有する者として市長が認めた者とする。

- (1) 自然環境に関する事項
- (2) 生活環境に関する事項
- (3) 都市環境に関する事項
- (4) 広域環境に関する事項

(登録の期間)

第3条 アドバイザーの登録の期間は、登録の日から5年間とする。

(登録の申請等)

第4条 第2条の規定による登録を受けようとする者は、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受け、登録を決定したときは、環境アドバイザー登録簿（第1号様式）に記載し、申請者に対し、環境アドバイザー登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(派遣の対象)

第5条 アドバイザーを派遣する対象は、市内で開催される講演会等のうち、参加者が10人以上の講演会等とする。ただし、政治、宗教及び営利を目的とするものを除く。

(派遣の申請等)

第6条 前条本文の派遣を受けようとする者は、当該講演会等を開催しようとする日の30日前までに、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受け、派遣を決定したときは、環境アドバイザー派遣決定通知書（第3号様式）により、申請者に対し通知するものとする。

(実施報告)

第7条 市長は、講演会等が終了した日から10日以内に当該講演会等の主催者に対し、実施報告を求めることができる。

(謝礼)

第8条 アドバイザーに対する謝礼は、市長が別に定める。

(庶務)

第9条 環境アドバイザー事業の庶務は、生活環境部環境企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月11日から実施する。

附 則 (平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年11月9日)

この要綱は、令和4年11月9日から実施する。

附 則 (令和5年5月22日)

この要綱は、令和5年5月22日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

環境アドバイザー登録簿

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名	
住 所	電話番号
専 門 分 野	<input type="checkbox"/> 自然環境 <input type="checkbox"/> 生活環境 <input type="checkbox"/> 都市環境 <input type="checkbox"/> 広域環境
主たる講演等の内容	

第2号様式（第4条関係）

環境アドバイザー登録証	
年 月 日	
写 真	氏名
いわき市長 印	
登録番号	第 号
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
専門分野	<input type="checkbox"/> 自然環境 <input type="checkbox"/> 生活環境 <input type="checkbox"/> 都市環境 <input type="checkbox"/> 広域環境

環境アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日

様

いわき市長

印

年 月 日付け申請分

派遣するアドバイザー の 氏 名		
派 遣 日 時		年 月 日 時 分から 時 分まで
講演会等の 場 所	名 称	
	所在地	
講演等の内容	演題等	
	内 容	